

日 銀 業 第 4 1 2 号  
2 0 2 0 年 6 月 1 9 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、規程整備の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、  
本日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「担保に関する細則」中一部改正

- 第3章2.(7)ハ.の次に次のニ.を加える。

ニ. 特約の解約

住宅ローン債権信託受益権の担保受戻日以後、担保差入金融機関等と受託者との間の「住宅ローン債権信託基本契約書」にもとづく信託が終了した場合には、日本銀行との間の住宅ローン債権信託受益権の担保差入に関する特約を解約することとなります。このため、信託が終了した場合には、「解約届出書」を提出して頂く必要がありますので、担保差入金融機関等は、取引主要店にその旨を連絡してください<sup>(注)</sup>。

「解約届出書」には、担保差入金融機関等および受託者のそれぞれの代表者の記名なつ印または署名が必要です。

(注) 住宅ローン債権信託受益権の選定の取下げを希望する場合には、取引主要店にその旨を併せて連絡してください。